

毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文
 ○毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十一章 手数料 (手数料)</p> <p>第四十三条 法第二十三条に規定する政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 厚生労働大臣が行う毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を申請する者 一万四千百円</p> <p>二 前号の登録の更新を申請する者 一万円</p> <p>三 第一号の登録の変更を申請する者 八千八百円</p>	<p>第十一章 手数料 (手数料)</p> <p>第四十三条 法第二十三条に規定する政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 厚生労働大臣が行う毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を申請する者 一万四千九百円</p> <p>二 前号の登録の更新を申請する者 一万七百元</p> <p>三 第一号の登録の変更を申請する者 九千六百元</p>